

愛知県環境影響評価審査会東部知多クリーンセンター部会会議録

- 1 日時 平成24年1月17日（火）午前10時から午前11時30分まで
- 2 場所 愛知県自治センター 4階 大会議室
- 3 議事
 - (1) 部会長の選任について
 - (2) 知多都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）東部知多クリーンセンター整備事業に係る環境影響評価方法書について
 - (3) その他
- 4 出席者
委員7名、説明のために出席した職員12名、事業者6名
- 5 傍聴人
傍聴人4名
- 6 会議内容
 - (1) 開会
 - (2) 議事
 - ア 部会長の選任について
 - ・ 部会長について、酒巻委員が互選により選出された。
 - ・ 議事録の署名について酒巻部会長が、山澤委員と山田委員を指名した。
 - ・ 部会長代理について、酒巻部会長から岡本委員が指名された。
 - イ 知多都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）東部知多クリーンセンター整備事業に係る環境影響評価方法書について
 - ・ 資料2、資料3及び資料4について、事務局から説明があった。

<質疑応答>

- 【光田委員】予測の基本的な手法についてだが、水質や悪臭などで、定性的な予測をするとあるが、定性的な予測とはどういう方法なのか。
- 【事務局】予測の方法には、定量的な予測と定性的な予測がある。定量的な予測は、基準値等と比較するための将来の予測値を出すものだが、定性的な予測は、数値で予測結果を示すことが難しい動物や植物などについて、他の焼却施設等の類似事例などを引用して評価することである。
- 【光田委員】悪臭の場合、評価の手法で基準値等との整合が図られているかどうかを評価するとあるので、これは定量的な予測になるのではないか。
- 【事務局】補足させていただく。まず、定量的な予測は、例えば煙突から出てくるばい煙の大気質への影響は、発生源からの排ガス量や濃度などの諸元を設定

してシミュレーションを行い、予測地点における予測濃度が、数値として算出できる場合に、その予測数値を基準値等と照らし合わせて評価する。

一方悪臭は、ご指摘のとおり敷地境界における規制基準はあるが、煙突からのばい煙とは違い、事業による悪臭の発生源の状況も複雑で、シミュレーションを行って敷地境界上の予測値を算出するのが難しい。そのような場合に悪臭の防止対策を講じて発生源においても基準値未満になるようにすることで、敷地境界でもおそらく基準値未満になるであろうという予測を行うことがある。これはシミュレーションで計算により求めるものではないので、定性的な予測ということになる。

既存施設の敷地境界で悪臭を測定して、現在の悪臭対策により基準が守られていることを確認する。そして新施設についても同じような対策を実施することから基準を満足すると予測する。数値で評価するのではなく、現状の測定結果や対策などを比較して評価するのが定性的な予測である。

【光田委員】悪臭で、基準値との整合というのは、定性的に基準を満たすだろうという判断になるのか。

【事務局】そのとおりである。現状が達成されていて、将来もこの基準値を満足するように対策を行うことで、達成していくということになる。

【光田委員】今回の調査で基準値を満たしているかどうかで、将来どうなるかを判断するということによいか。

【事務局】そのとおりである。

【井上委員】今の関係で、水質はどのように考えるのか。汚水の排出に係る予測手法で、完全混合式又は定性的方法により予測するとしている。これは、事業者がどちらの手法でも選ぶことができるということか。

【事務局】定量的な予測ができる場合は、それが望ましい。したがって、完全混合式によって算出が可能であれば定量的に予測が行われるし、それが難しいということであれば次善の策として定性的な方法で予測を行うということである。

【井上委員】完全混合式による予測が難しいとはどういった場合なのか。

【事務局】放流先の川の流れなどの状況から、完全混合式を適用するのが難しい場合も考えられる。放流する水質や水量は想定できるが、放流先の状況によっては、定性的な予測しか行いようがない場合もあると考える。

【井上委員】完全混合式自体が、理想系を想定しているので、予測結果が現状と一致しない場合もあると思うが、どういう場合に適用できて、どういう場合に適用できないのかについても、次の準備書で明らかになるということか。

【事務局】準備書の段階で適切な方法で実施されたかどうかを判断することになる。

【井上委員】今回の施設は、総量規制の対象事業場に該当するのか。

【事務局】焼却施設から発生する汚水の処理水は、場内で使用される。浄化槽からの放流水については、一般的に焼却施設の場合は、総量規制の対象となるような排水量となることは考え難い。まだ、計画段階であり詳細は決定していないので断定はできないが、おそらく総量規制の対象からは外れると思われる。

- 【井上委員】一般論として質問するが、雨水はどうなるのか。雨水が敷地内から河川に流れる場合に、雨水を含めて 50 m³以上の排水量があれば、総量規制の対象になると解釈している県もあると聞いたことがあるがどうなのか。
- 【事務局】愛知県の場合、雨水は総量規制の対象となる特定排水には含まないと考えているので、総量規制の基準適用の有無は、雨水を除外した特定排水の量で判断することになる。
- 【井上委員】他の県では雨水を含めている場合もあるのか。
- 【事務局】雨水は常時出ているものではなく、届出の時点で水量を把握することも難しいため、通常雨水のみが排水される事業場については、排水量 0m³/日で届出書を受理している。これは、愛知県だけでなく全国的にほぼ同じ扱いをしていると思う。
- 【井上委員】最近雨水の中に、汚れ成分があるということが分かってきているし、今回の施設のように煙突からばいじんを排出し、敷地内にも落ちるような施設であれば、それを雨水が洗い流して河川に出ることがある。今後、もしそのような場合はどうするのかということを検討していただければと思う。
- 【山田委員】処理能力が既存施設の 240 t/日から、新規施設は 210t/日になっているが、平均 1 日にどれぐらい処理しているのか。
- 【事業者】現在の施設は 240 t/日で、80t/日が 3 炉ある。通常時は、2 炉で運転を行っているので、一日あたり 160 t が通常の処理量になる。年末年始などごみの量が多い時期は 3 炉運転を行っている。
- 【山田委員】方法書の人口の推移を見ると、このあたりの地域は人口が増えている。それを踏まえると、20 年後ぐらいに、処理能力が不足することはないのかと思う。その辺は考慮されていると思うが、検討経緯をお聞きしたい。
- 【事業者】今回の建設計画については、平成 21 年にごみ処理基本計画を策定しており、その時に人口の推移、ごみの発生量の推移をそれぞれ推計している。平成 31 年に稼働するが、国の指針で稼働後から 7 年間のピークになるところで、ごみの処理能力を算出することになっている。それが、平成 37 年度となっており、その時のごみの発生量から能力を決めている。人口の推計については、各構成市町の総合計画と見合わせて、過去 10 年間の人口推計で出している。ごみの量については、出されたごみをそのまま燃やすだけではなく、ごみの減量化・リサイクル化により、家庭からのごみの量は 8% 減量し、事業系については 21% ほどの減量する計画を立てている。これらから計算した結果が 1 日あたり 210 t となった。
- 【山田委員】新規施設は平成 31 年から稼働するとのことだが、その後 30 年ぐらいは使用することになるのか。
- 【事業者】新しい焼却炉を何年使用するかについては、まだ具体的には決まっていない。高い建設費をかけるので、新しい施設についても現在の施設のように 30 年ぐらいは使いたい。
- 【山田委員】光化学オキシダントの環境基準が達成されていないが、この状況は新しい施設になれば、改善されることになるのか。
- 【事務局】方法書 30 ページの光化学オキシダントの調査結果についてのご質問だ

が、この結果は、東浦町、大府市、刈谷市内で愛知県が測定している調査結果である。光化学オキシダントが達成できていないのは、方法書にも記載があるとおり、当該地域の特有の傾向ではなく、全国的な傾向である。現在の施設の影響により光化学オキシダントが達成できていないということではない。

【山田委員】現時点では、この原因を特定できていないということか。

【事務局】光化学オキシダントは、煙突から直接排出されるものではなく、多数の排出源から発生した窒素酸化物やVOCが、光化学反応で二次的に生成されるものであると言われている。

【山田委員】プラント排水は外に出さず、生活排水は隣の大府江川に放流するということだが、工事中の排水はどこに流れるのか。

【事務局】工事中の排水については、沈砂池等を経由して、大府江川に流れる。

【山田委員】文献調査において重要な種として水生昆虫が多く確認されているが、方法書の調査方法では、水生昆虫の幼虫期を把握するのが難しいと思う。底生動物調査は、タモ網等による任意採集法だけを行う計画である。周囲の環境から見て重要な種が出る可能性は低いとは思いますが、コドラート法も行うべきだと考える。

【事務局】ご指摘を踏まえ部会報告案等で書きぶりを考えたい。

【山田委員】底生動物の調査地点が2地点あるが、方法書224ページ図の右端を流れる大府江川で調査をしないのはなぜか。

【事務局】224ページ図で、右の黄色の丸に水色の線が引いてある。これが大府江川であり、この川で魚類・貝類・底生動物調査を行うとしている。

【山田委員】右端の太い川が大府江川ではないのか。

【事務局】それは五ヶ村川となる。

【山田委員】五ヶ村川に放流はしないのか。

【事務局】事業実施区域の東側を流れる大府江川に放流するが、さらにその東側の五ヶ村川には放流しない。

【山田委員】ここは、直接は事業には関係しないから、この川を調査しないということかも知れないが、南側に流れる川（石ヶ瀬川）も調査するのであれば、対象事業実施区域の周辺ということで、環境を把握する上で五ヶ村川も調査地点に加えてほしい。それともこの川はコンクリート構造であるのか。

【事務局】事業地東側の五ヶ村川で調査地点を置いていないことについてご質問をいただいたが、事業者を確認したところ、大府江川に放流したあと、下流で大府江川の水が五ヶ村川に合流するので、図示されている範囲内の五ヶ村川では調査は行わないとのことである。

【山田委員】五ヶ村川に直接水は流さないとしても、環境把握のために調査をすべきだと思う。ただし、コンクリートで固めているような川であれば必要ない。

【事務局】五ヶ村川の状況については、次回までに整理する。

【山澤委員】焼却施設の焼却方式が決まっていないが、大気質の予測をする際の前提として方式によって排出条件が変わってくると考えられる。どのように設定して計算をするのか。あるいは、実際に計算するまでには方式は決まるとい

うことか。

【事務局】準備書までに方式が決定され、予測評価されると考えている。

【山澤委員】実際に計算する際には、煙突からの排出量、排出濃度が決まっていて、予測のための設定ができるということで理解した。

また、風についてだが、現在把握されているのは事業実施区域から離れた場所にある気象観測所等の結果であるので、近場の風配図は分かっていない。今後、事業実施区域で1年間風向・風速計を置いて、その時点での風配図を把握されるということでよいか。また、周辺の大気質の測定局で、風向・風速を測定している局はあるのか。

【事務局】風向・風速の調査については、方法書 190 ページで大気質の調査地点が記載されているが、事業実施区域の地点 1 で風向・風速・気温等について1年間の連続測定を行うことになっている。また、周辺の地点 2～5 の 4 地点については、風向と風速を四季に各 1 週間測定するので、それらの結果が出てくる。

【山澤委員】近くの測定局では、風向・風速の観測はしていないということか。

【事務局】予算の削減等の理由で、風向風速計については、検定期間満了後、更新措置を執っていないため、資料に掲載することができない。

【山澤委員】資料に掲載できないとしても、当該地付近でどのような風が吹いているのかを把握する必要があると思う。検定を受けていないが、風向風速の測定はしているのか。

【事務局】確認しないと分からない。

【山澤委員】今後現地調査で得られる結果と違いがないことを確認していただければと思う。比較的平らな地域なので、それほどの違いはないと思うが、どの方向に影響が及ぶのかを把握するために必要になってくると思う。

また、気象台の風の資料を整理することのことだが、最近ウィンドプロファイラといって上空の風のデータを得られるようになっている。今回ゾンデを飛ばして上空の風等を把握するわけだが、ウィンドプロファイラのデータも環境影響評価図書の中で整理する予定はないのか。地上だけではなく比較的広い一帯で風がどちらに吹いているのかということ把握するうえでは有効な資料になると思う。

【事務局】プロファイラの結果が、当該地で参考となるものであるか否かについては、今後予測する段階で検討していくと思われる。必要があれば、使うことになると思うが、基本的には、今回の現地調査結果を基に予測されるものと考える。

【武田委員】方法書のどの図をみても、川の分布がよく分からないので、もう少し分かりやすくしていただきたい。また、方法書 42 ページで流れる五ヶ村川に張り付く形で水田があるが、このあたりの田んぼが利用している農業用水はどこから引水しているのか。また、大府江川に排水することでの影響はないのか。

【事業者】当該地付近は水田や畑作を行っているが、そこで使われている水については、五ヶ村川から引いている。また、石ヶ瀬川からも引水している状況で

ある。東部知多クリーンセンターからの排水については、隣を流れている大府江川に放流し、この川が下流で、五ヶ村川に合流し衣浦湾に流れていく状況である。田んぼや畑の利水には、大府江川の水は使用していないため、耕作に影響はないと考えている。

【事務局】利水等の状況について次回までに整理する。

【山田委員】南側を流れる大府新川はどういう状況の川か。この川についても調べべきだと思う。

【事業者】大府新川とその隣を流れる石ヶ瀬川は、排水する大府江川と合流しない。大府江川は大府新川と石ヶ瀬川の下を流れて流れる川になっている。したがって、大府新川や石ヶ瀬川に影響を与えることはないと考えている。

【酒巻部会長】方法書 224 ページ図の右側の黄色い丸の地点で大府江川が途切れているが、ここから地下に入り、大府新川と石ヶ瀬川の下をくぐって、地上に出てくるということでよいか。

【事業者】そのとおりである。

【山田委員】この河川には排水した水が流れ込まないということだが、何らかの影響がある可能性があるし、周囲の状況を把握するうえで、大府新川についても調査すべきと考える。

またおそらくないとは思いますが、鳥類について、この付近にオオタカやフクロウが生息している可能性もある。現時点でこれらの生息情報を持っていれば教えて欲しい。

【事務局】事業者を確認したところ、現時点でそういったものはいなさそうであるが、地元等の調査結果も見ながら次回までに整理したい。

【山田委員】当該地は木がほとんどないと思うので、生息していないと思うが、もしフクロウがいるようであれば、夜の調査も必要かと思う。オオタカについてもラインセンサス調査の時に、上空にも注意して確認していただきたい。

【井上委員】先ほど、石ヶ瀬川は排水が流れこまない川という説明があったが、なぜ当該河川を魚類等の調査地点に選定しているのか。

【事務局】ご指摘いただいた点については、次回までに整理したい。

【井上委員】方法書の 17 ページで、「水害時に備え、主要な機器設備や電気系統は上階に設置する。」と書かれているが、この地域は洪水が起こる地域なのか。

【事業者】東部知多クリーンセンターは、平成 12 年の東海豪雨で、工場の 1 階が水に浸かったことがある。そういった経験も踏まえて水害対策を考慮することを記載した。

【山田委員】どの程度、水に浸かったのか。

【事業者】工場棟の方は 65 cm ほど水に浸かった。

【井上委員】雨水貯留浸透施設の設置を考慮すると記載されており、設置するとは言いついていないので、アセスメントとは関係ないが、もし設置していただければ、下流域に対し少しでも水量が減る有効な手段であると思う。

【山田委員】浸水した時、どの川が決壊したのか。

【事業者】方法書には記載していない小さな水路がある。これは、この施設と西側の工場との間の小さな用水路であり、これが五ヶ村川ポンプ場のほうに流

れていく。そのポンプ場から五ヶ村川へ排水していたが、この東海豪雨でポンプ場が水に浸かったことによりポンプが止まって、排水ができなくなってしまったため、水位が上がり、当該地が水に浸かった。

【山田委員】その時、どの範囲が水に浸かったのかを、次回説明されたい。

【谷脇委員】現在稼働している施設について、住民からの苦情はないということは書いてあるが、稼働し始めてから何か環境に問題を与えたことがあるのか。

【事業者】住民からの苦情はない。現在の施設を稼働するには、法令等を十分遵守して運転管理をしており、また規制値に比べかなり低い数値で運転している状況である。

【谷脇委員】環境測定値に何か変わった数値はなかったか。

【事業者】公害が発生しないように、維持管理に毎年1億から1億5千万円程度かけており、現在のところ問題は発生していない。

【事務局】この点についても、稼働してからこれまでの間に維持管理等に問題がなかったか整理する。

ウ その他

- ・ 特になし。

(3) 閉会